

別表 1（第 2 条関係）

施設種別	施設名
乳児院	平安徳義会乳児院
	乳児院積慶園
母子生活支援施設	本願寺ウィスタリアガーデン
	野菊荘
	ヴェインテ
児童養護施設	積慶園
	平安徳義会養護園
	平安養育院
	つばさ園
	京都聖嬰会
	和敬学園
	迦陵園
児童心理治療施設	ももの木学園

別表 2（第 2 条関係）

施設種別	京都市単費加算職員
乳児院	常勤職員 1 名
母子生活支援施設	常勤職員 1 名
児童養護施設	常勤職員 1 名
児童心理治療施設	常勤職員 1 名

別表 3（第 4 条関係）

補助金の額は、次に掲げる項目において、市長が必要と認める額とする。ただし、当該事業に係る寄付金その他の収入があった場合は、その額を控除する。

区分	内容
事業費	民間児童福祉施設の職員の処遇改善、専門性の向上に資するため、加えて、別表 2 に定める京都市単費加算職員を配置することを奨励し、児童処遇の向上を図るため、改善委員会が作成する「京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業実施要綱」に基づき実施した事業において、各民間児童福祉施設等に支出した配分金の合計額
事務費	改善委員会が、京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業を実施するために要した事務費及び人件費（委託費を含む）

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

京都市長 様

所 在 地

名 称

代 表 者 名

年度 京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金交付申請書

年度 京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金の交付を受けたいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業内容等

2 交付申請額

金 _____ 円

3 添付書類

(1) 運用事業に係る予算書

(2) 運用事業に係る事務費見込書

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

法人等名称

代表者名

京 都 市 長

京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金につきまして、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定したので、条例第12条第1項の規定により通知します。

1 交付（予定）金額 金 円

2 交付条件

- （1）本補助金は、京都市児童福祉施設等職員の給与等運用事業補助金交付要綱第3条に定める事業に係る費用以外に支出してはならない。
- （2）本事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）本事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- （4）本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、市長の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- （5）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
- （6）本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （7）本事業に係る事業実績報告書を事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。
- （8）補助事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがある。
- （9）上記各号の他、この交付金は「要綱」に定める各条項に従って使用しなければならない。
- （10）上記各号に違反した場合には、この交付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

法人等名称

代表者名

京 都 市 長

京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金につきまして、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第3項の規定により、交付しないことを決定したので、同条例第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。

交付しない理由

--

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。
--

第4号様式（第7条第1項関係）

年 月 日

京都市長 様

所 在 地

名 称

代 表 者 名

年度 京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定があった京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金交付を次のとおり変更したいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容 _____

2 変更理由 _____

3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円
変更承認申請額	金	円
差引増減額	金	円

4 添付書類

- (1) 変更内容が分かる予算書又は事務費見込書
- (2) その他参考となる資料

第5号様式（第7条第2項関係）

年 月 日

法人等名称

代表者名

京 都 市 長

京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金の変更交付申請につきまして、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号の規定により、次のとおり交付することを決定したので、同条例第12条第1項の規定により、通知します。

1 補助金交付変更額

（1）既交付決定額	<u>金</u>	<u>円</u>
（2）変更後交付額	<u>金</u>	<u>円</u>
（3）差引増減額	<u>金</u>	<u>円</u>

2 交付条件

- （1）本補助金は、京都市児童福祉施設等職員の給与等運用事業補助金交付要綱第3条に定める事業に係る費用以外に支出してはならない。
- （2）本事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）本事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- （4）本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、市長の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- （5）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
- （6）本事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （7）本事業に係る事業実績報告書を事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。
- （8）補助事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがある。
- （9）上記各号の他、この交付金は「要綱」に定める各条項に従って使用しなければならない。
- （10）上記各号に違反した場合には、この交付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

京都市長 様

所 在 地

名 称

代表者名

年度 京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定があった京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金の実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業内容等 _____
- 2 実 績 額 金 _____ 円
- 3 既 交 付 額 金 _____ 円
- 4 差 引 残 額 金 _____ 円
- 5 添付書類
 - (1) 運用事業に係る決算書
 - (2) 改善委員会が民間児童福祉施設に通知する支払額計算書
 - (3) 事務費に係る挙証資料
 - (4) その他参考となる資料

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

京都市長 様

所 在 地

名 称

代表者名

年度 京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金精算報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定があった京都市民間児童福祉施設における職員の給与等運用事業補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第23条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|---------|-----------------|
| 1 援護費項目 | _____ |
| 2 既交付済額 | 金 _____ 円・・・A |
| 3 実績額 | 金 _____ 円・・・B |
| 4 精算額 | 金 _____ 円・・・B－A |

※ 精算額が（△マイナス）の場合は、補助金の返還が必要です。

5 添付書類

- (1) 運用事業に係る決算書
- (2) 改善委員会が民間児童福祉施設に通知する支払額計算書
- (3) 事務費に係る挙証資料
- (4) その他参考となる資料